

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高浜町は福井県の西の玄関口に位置し、南東はおおい町西は京都府と境する。南西の飯盛山脈を背にして北は日本海に面する。リアス式海岸の特徴を示す内浦地区には原子力発電所があり、一方、和田地区から高浜地区を経て青郷地区に至る8kmは広い白砂の海岸と松林など変化に富み、夏は関西・中京方面よりの海水浴客で賑わう。町の約70%は山林で、日本海に注ぐ河川の流域に耕地が広がっている。

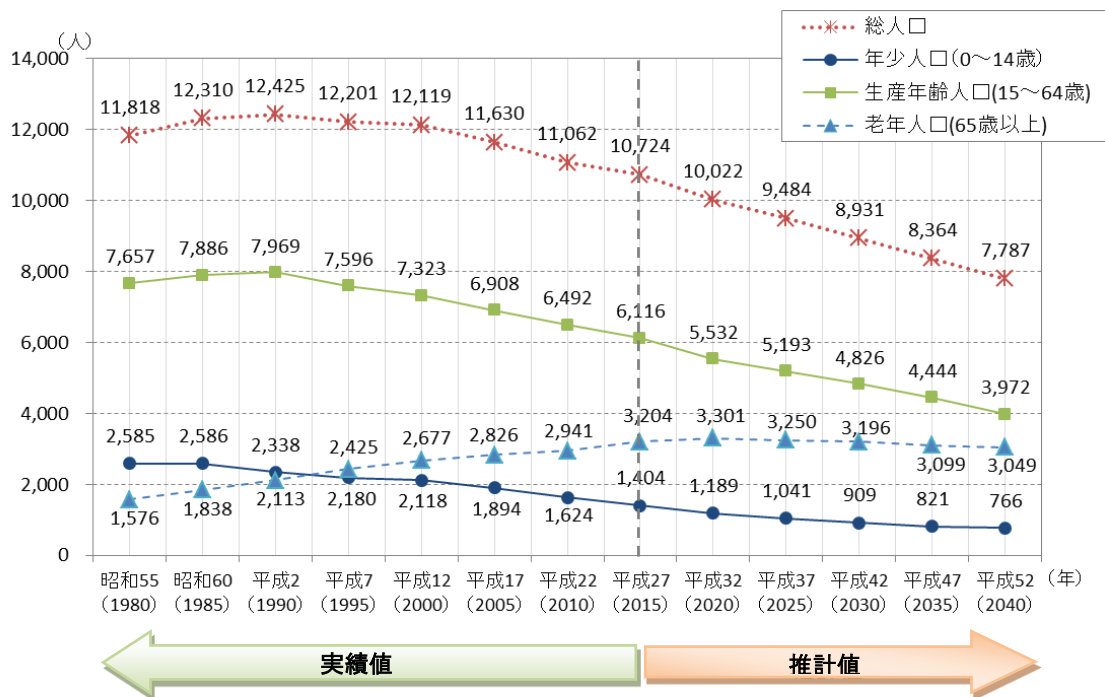
人口は、平成2年以降、一貫して減少傾向であり、年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口の増加により少子高齢化が加速している。また、自然減、社会減が続いており、特に若い世代の人口移動が大きく影響しており、今後も老年人口の増加が続くと推計されており、2040年には町全体の約39%を占め、老年人口1人を生産年齢人口の約1.3人で支えることになる。

産業構造は、第3次産業が増加し、第1次産業、第2次産業は減少傾向にあり、男性では、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「製造業」での就業者が多くなっており、女性では、「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」での就業者が多くなっている。

また、特化係数では、「電気業」などで県の特化係数と比較しても、特に高くなっている。

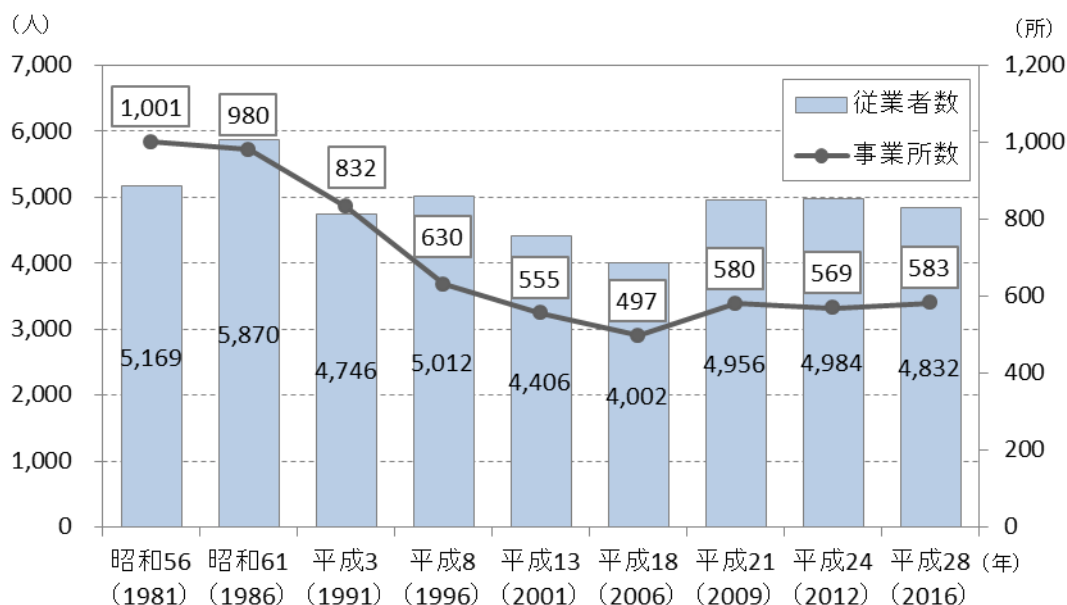
■高浜町の年齢3区分別人口の推移

～年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向～



■高浜町の従業者数・事業所数の推移

～平成21年以降は横ばい傾向～



(2) 目標

中小企業者が先端設備等を導入することで、自らの製品やサービスの品質向上、短納期化及び生産の高効率化などの効果が期待できることから、その導入を促進し、中小企業者の経営力の強化、売上や利益の拡大又は雇用機会の創出を図ることで、本町経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

高浜町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業・飲食サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町産業は域内全体に分布していることから、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性の向上は全ての中小企業者にとって共通の課題であり、また本町では、農林水産業、建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業・飲食サービス業等の多様な業種が町内の経済・雇用を支えており、各業種において広く生産性を向上させることが必要である。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①本計画において、労働生産性の向上は先端設備等の導入及び人的資源の質の向上並びに組織力の強化により達成されるべきものであり、雇用の確保には十分配慮すること。人員削減を目的とした計画は本認定の対象とならない。
- ②認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自ら自己評価を実施すること。また、導入促進基本計画の効果を測定するため高浜町が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力すること。
- ③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者については先端設備等導入計画の対象としない。
- ④町税の滞納がある者は本認定の対象とならない。